

平成 30 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社センチュリー 21・ジャパン

代表者名 代表取締役社長 長 田 邦 裕

( J A S D A Q ・ コード 8 8 9 8 )

問合せ先

役職・氏名 取締役職能本部長 角 野 俊 樹

電話 03-3497-0021

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 35 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 目的事項の追加・変更

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、第 2 条に定める目的事項の追加・変更を行うものであります。

##### (2) 取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役及び監査役の責任を免除することができる旨、並びに取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第 24 条(取締役の責任免除)及び第 31 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第 24 条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成30年 6 月 28 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>フランチャイズ加盟店の募集</u></li><li>2. <u>フランチャイズ加盟店へのOA機器、什器・備品類並びに販売促進用ポスター、パネル、展示会・イベントに使用する物品の販売及びリース業</u></li></ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>3. <u>第4号以下の事業に関するフランチャイズ事業の運営及びコンサルタント業</u></li><li>4. <u>不動産売買、賃貸借及び管理業</u></li><li>5. <u>不動産売買、賃貸借並びに交換の仲介及び斡旋</u></li></ol> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p> <li>6. <u>工業所有産(意匠権・商標権)並びにノウハウの取得及び販売業</u></li> <li>7. <u>不動産業に関する各種教育、訓練並びに研修の企画、運営及び実施</u></li> <li>8. <u>広告の取次業務</u></li> <li>9. <u>情報処理サービス及び情報提供サービス業</u></li> <li>10. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業及び生命保険募集業</u></li> <li>11. <u>住宅資金貸付及び一般金銭貸付並びにその保証業</u></li> <li>12. <u>貨物運送取扱業、運送代理業及び普通倉庫業</u></li> <li>13. <u>一般労働者派遣業</u></li> <li>14. <u>銀行代理店業</u></li> <li>15. <u>有料職業紹介業</u></li> <li>16. <u>住宅、店舗等のリフォーム事業</u></li> <li>17. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></li>	<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>不動産業に関するフランチャイズ事業</u></li><li>2. <u>フランチャイズ加盟店へのOA機器、車、書籍、什器・備品類、販売促進用ポスター及びパネル、展示会・イベントに使用する物品等の各種物品並びに顧客の紹介、中古住宅の検査、不動産価格の査定、家賃保証、賃貸損害補償保険、住宅ローン、ホームページの作成等の各種サービスの販売、提供及びリース並びにそれらの紹介及び斡旋</u></li><li>3. <u>コンピュータ機器並びにコンピュータシステム及びソフトウェアの開発、販売、賃貸及びライセンス</u></li><li>4. <u>不動産業店舗の経営に関するコンサルティング</u></li><li>5. <u>不動産の売買、賃貸借及び管理</u></li><li>6. <u>不動産の売買、賃貸借並びに交換の仲介及び斡旋</u></li><li>7. <u>不動産投資顧問業</u></li><li>8. <u>不動産の流動化・証券化に関する調査及びコンサルティング並びに証券化商品の企画、販売、仲介及び斡旋</u></li><li>9. <u>知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び著作権等)並びにノウハウの取得、販売及びライセンス</u></li><li>10. <u>不動産業に関する各種教育、訓練並びに研修の企画、運営及び実施</u></li><li>11. <u>広告の取次業務</u></li><li>12. <u>情報処理サービス及び情報提供サービス業</u></li><li>13. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業及び生命保険募集業</u></li><li>14. <u>住宅資金貸付及び一般金銭貸付並びにその保証業</u></li><li>15. <u>貨物運送取扱業、運送代理業及び普通倉庫業</u></li><li>16. <u>労働者派遣業</u></li><li>17. <u>銀行代理店業</u></li><li>18. <u>有料職業紹介業</u></li><li>19. <u>住宅、店舗等のリフォームの紹介及び斡旋</u></li><li>20. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></li></ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第24条 (取締役の責任免除)</u>            当社は、会社法第426条第1項の規定に従い、<u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であったものを含む) の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>            ②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に従い、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第24条～第29条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第25条～第30条(現行どおり)</p> <p><u>第31条 (監査役の責任免除)</u>            当社は、会社法第426条第1項の規定に従い、<u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であったものを含む) の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>            ②当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に従い、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第30条～第33条(条文省略)</p>	<p>第32条～第35条(現行どおり)</p>